

## ○富士市境界確定事務処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市長が次に掲げる所管の財産とこれに隣接する土地との境界確定の事務について、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 富士市が所管する認定市道及び認定外道路
- (2) 富士市が所管する準用河川及び普通河川
- (3) 富士市が所管する法定外公共物及びその他の公共物

また、以下の事項、申請書及び様式については静岡県土木部公共用地課発行の建設省所管国有財産管理事務必携を参酌するものとする。

### (境界確定申請適格者)

第2条 市長は、次の要件を具備する者から申請のあった場合に境界確定事務を行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる市有地に隣接する土地に所有権を有し、又は所有者から委任を受けていること。
- (2) 行為能力を有すること。
- 2 前項第1号の境界確定に関する事務を委任する例は、おおむね次のような場合である。
  - (1) 行政書士、土地家屋調査士等に委任するとき。
  - (2) 共有地について、一部の共有者が他の共有者に委任するとき。
  - (3) 財産分割がされていない共有地について、一部の相続人が他の相続人に委任するとき。
  - (4) 開発行為等に係るもので、土地所有者が多数であるため、土地所有者全員がその施行者に委任するとき。

### (境界確定の申請)

第3条 第1条に掲げる市有地とこれに隣接する土地の境界確定をしようとする者は、境界確定申請書(様式第1号)に次の図書を添付して提出しなければならない。

- (1) 委任状(代理人が申請する場合。様式第2号)
- (2) 位置図(縮尺1/10, 000~1/50, 000の地図)
- (3) 案内図(代表目的物から現地までの経路を示すもの。)
- (4) 市有地との境界を求めようとする土地(以下「申請地」という。)の地積測量図
- (5) 公図写し(法務局備え付けの公図に縮尺、方位、転写年月日及び転写した者の氏名を記名押印する。)
- (6) 実測平面図(縮尺1/250~1/500程度で境界点及び基準点の座標一覧表を記載したもの。)

- (7) 横断面図（縮尺 1 / 1 0 0）
  - (8) 求積図（座標値に基づく）
  - (9) 申請地の土地登記全部事項証明書（申請日の前 3 か月以内に交付を受けたもの。）
  - (10) 隣接地所有者等一覧表（様式第 3 号）
  - (11) 相続関係図及び戸籍謄本（相続があった場合で、土地登記簿から所有権者が不明のときに添付させるものとし、申請日の前 3 か月以内に交付を受けたもの。）
  - (12) 写真（市有地と申請地の境界を朱書きしたもの。）
  - (13) その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項第 4 号の地積測量図は、市長が境界を確定するために必要がないと認めたときには、省略することができる。
- 3 申請者から戸籍謄本もしくは土地登記全部証明書の原本還付を請求された場合には、これらの写しを徴し「原本還付」と記載の上、担当者印を押印した後に、原本を還付するものとする。

（受け付け・書類審査）

第 4 条 申請書を受け付けたときには、境界確定申請書てん末簿に登載し、これを永久保存するとともに、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 申請者が申請適格を備えていること。
  - (2) 境界確定をしようとする市有地が第 1 条に規定する土地であること。
  - (3) 申請書に必要な事項が記載され、かつ、必要図書が添付されていること。
- 2 市長は、第 3 条の要件に欠ける申請があったときは期限を決めて補正を求めるものとする。

（立ち会い）

第 5 条 市長は、申請が前条第 1 項各号の要件を満たしているとき又は申請者が前条第 2 項の補正を行ったときは、申請者または代理人に対し、立会場所、立会日時及びその他必要な事項を通知するものとする。

- 2 市長は、同時に立ち会いが必要と認められる申請民有地の相隣地及び対側地の所有者、利害関係人その他参考人等に対しては、申請者から立ち会いを依頼させるものとする。

（事前調査）

第 6 条 境界確定の実施に当って必要があると認められるときは、事前に参考になる資料の収集、調査及び現地確認を行い、又は現地の調査若しくは測量を行った上であらかじめ境界予定線を定めるものとする。

- 2 この要領に定める事務を行う職員は（以下「事務担当職員」という。）、他人の土地に立ち入るときは、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、提示しなければな

らない。

(現地における境界確定)

- 第7条 事務担当職員は、立ち会いにあたり、申請書に添付されている隣接地所有者等一覧表により立会者を確認するものとする。
- 2 事務担当職員は、原則として立会者全員をもって境界確定の協議をするものとする。また、隣接地所有者等が立ち会いを委任した場合は、その受任者を確認する。ただし、当該土地の地物及び地形の状況並びに公共財産の幅及び現況等から立ち会いの必要がないと認められる場合には、対側地所有者の立ち会いを求めないことができる。
- 3 事務担当職員は、相隣地所有者本人又は対側地所有者本人の署名等を得る場合には、可能な限り、本人確認を行うものとする。
- 4 事務担当職員は、境界確定の作業に際し、立会者が了知している既設杭の位置等の情報を求めることができる。
- 5 事務担当職員は、申請地の地積測量図、公図写し、土地登記簿謄本その他の参考とするべき資料に基づいて境界確定の協議を行うものとする。

(境界確定協議の成立)

- 第8条 境界確定協議は、市長、相隣地所有者、対側地所有者及び利害関係人の同意により成立するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 前条第2項ただし書の規定により対側地所有者の立ち会いを求めなかったときに、当該対側地所有者の同意がない場合
- (2) 公共用財産の幅、機能及び現況等、周囲の地物及び地形並びに立会者の意見等により、境界が客観的に明確と認められ、公共物の幅員の支障がないと認められるときに、対側地所有者の同意がない場合
- (3) 利害関係人が借地し、又はその土地に所在する建物を借家している土地の所有者が境界確定線について同意し、かつ、利害関係人が同意しないことに正当な理由がないと認められるときに、当該利害関係人の同意がない場合
- 2 事務担当職員は、前項の同意が得られたときは、境界確定報告書(様式第4号)を市長に提出し、永年保存するものとする。この場合において、前項ただし書を適用するものとしたときは、同意をしなかった対側地所有者又は利害関係人の意見、他の立会者の意見並びに境界の位置及び公共物幅員の確保についての検討内容を詳細に記載した資料を添付しなければならない。
- 3 市長は、前項の境界確定報告書が適正なものと認められるときは、境界確定の協議を成立させるものとする。

(境界確定図の作成)

第9条 市長は、境界確定協議が成立したときは、公図写し、実測平面図（土地家屋調査士の記名押印があるもの）を各2通提出させ、それぞれに確定した境界線を朱書きし、立会年月日及び境界標の位置等を記載するとともに申請者にあつては実印及び印鑑証明書、立会者にあつては署名又は記名押印を得た境界確定図を作成するものとする。なお、これによりがたいときは同意書（様式第5号）を提出させるものとする。

2 申請者から印鑑証明書の原本還付を請求された場合には、これらの写しを徴し「原本還付」と記載の上、担当者印を押印した後に、原本を還付するものとする。

3 前条第1項ただし書の規定により対側地所有者又は利害関係人の同意を得ずに境界確定協議を成立させたときは、当該対側地所有者又は利害関係人については、第1項の規定による境界確定図への署名等及び同意書の提出は必要ないものとする。

4 市長は、境界確定図を作成したときは、境界確定通知書（様式第6号）に公図写し及び境界確定図を添えて市長印を割印し申請者に交付するものとする。

(境界標の設置)

第10条 市長は、境界確定協議が成立したときは、原則として、境界標（コンクリート杭、金属板等）を支給し、申請者に設置させるものとする。

2 市長は、永続性のある境界標を設置できないときは、境界確定図には、境界確定線の測点と近傍の恒久的地物との距離、角度等の位置関係を記載するものとする。

(申請書等の返戻処理)

第11条 市長は、おおむね次の場合には理由を付して申請書等を（様式第7号）申請者に返戻するものとする。

- (1) 申請者が申請適格に欠ける場合（第4条第1項第1号の要件が欠ける場合）
- (2) 申請地が建設部所管財産に隣接していない場合（第4条第1項第2号の要件が欠ける場合）
- (3) 第4条第2項の規定により求めた補正が期限内に行われない場合
- (4) 申請者と境界確定線について境界確定協議が成立しない場合
- (5) 相隣地の土地所有者が境界確定線に同意しない場合
- (6) 利害関係人又は対側地の所有者が境界確定線に同意しない場合で、当該同意なしに境界確定をすることが不適切な場合
- (7) 申請民有地、相隣地又は対側地について、所有権確認等の争訟が行われている場合（訴訟内容により境界確定を行っても支障のない場合を除く。）
- (8) 申請者が境界確定申請を取り下げた場合

(証明書の交付)

第12条 市長は、境界確定通知後、土地所有者から境界確定の証明を求められたときは、境界確定証明書交付申請書(様式第8号)に次の図書を添えて提出させるものとする。

- (1) 位置図(縮尺1/10,000~1/50,000の地図)
- (2) 案内図(代表目的物から現地までの経路を示すもの。)
- (3) 公図写し(法務局備えつけの公図に縮尺、方位、転写年月日及び転写したものの氏名を記名押印する。)
- (4) 実測平面図(縮尺1/250~1/500程度で境界及び基準点の座標一覧表を記載したもの。)
- (5) 申請地の土地登記全部事項証明書(申請日の前3か月以内に交付を受けたもの。)
- (6) 写真(市有地と申請地の境界を朱書きしたもの及び主要な境界点を示したもの。)
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、第4条のてん末簿等に基づいて境界を確認し、境界確定証明書(様式第9号)に公図写し及び実測平面図を添えて市長印を割印し交付するものとする。

(公共事業のための境界確定の特例)

第13条 国、地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区等が公共事業又は公益事業を行うために境界確定が必要となった場合は、当該事業の事業主体は、境界確定協議書(第10号様式)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 位置図(縮尺1/10,000~1/50,000の地図)
- (2) 案内図(代表目的物から現地までの経路を示すもの。)
- (3) 公図写し(法務局備えつけの公図に縮尺、方位、転写年月日及び転写したものの氏名を記名押印する。)
- (4) 実測平面図(縮尺1/250~1/500程度で境界点及び基準点の座標一覧表を記載したもの。)
- (5) 横断面図(縮尺1/100)
- (6) 土地登記事項証明書
- (7) 隣接地等所有者一覧表(第3号様式)
- (8) 写真(市有地と申請地の境界を朱書きしたもの。)
- (9) 境界立会確認書
- (10) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の場合には、第4条(第1項第1号を除く。)、第5条から第11条まで、第12条(第1号及び第4号を除く。)及び前条の規定を準用する。この場合において、「申請書」とあるのは「協議書」と、「申請者」とあるのは「協議者」と、第5条第2項中「申請民有地の相隣地及び対側地の所有者」とあるのは「市有地に隣接する土地の所有者」と、第12

条第7号中「申請私有地、相隣地又は対側地」とあるのは「私有地に隣接する土地」と読み替えるものとする。

(押印等の方法)

- 第14条 申請者が境界確定図に押印する場合は、個人にあつては実印、法人にあつては代表者印とし、当該押印する印に係る印鑑証明書を添えなければならない。
- 2 申請者が境界確定申請書、委任状、同意書又は境界確定証明書交付申請書に押印する場合は、認印又は自著による署名によることができる。
  - 3 相隣地所有者又は対側地所有者が境界確定書、同意書に押印する場合は、個人にあつては認印または自著による署名によることができる。法人についても法人認印または代表者の自著による署名によることができる。
  - 4 相隣地所有者又は対側地所有者の代理人が立ち会う場合の委任状への押印及び利害関係人の押印は認印又は自著による署名によることができる。
  - 5 行政書士又は土地家屋調査士が申請書の申請者の代理人欄、公図写し及び実測平面図へ押印する場合は、法令で定める職印とする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。